

許認可等の内容	道路の位置指定の変更等		
根拠法令及び条項	鳥取市建築基準法施行細則第 8 条第 2 項		
担 当 課	建築指導課	処分権者	市 長
標準処理期間	23 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 建築基準法第 45 条第 1 項の規定に準じ次のとおりとする。 1 法第 43 条の規定に適合しない敷地を生じないこと。 2 廃止する道路部分の関係権利者の承諾があること。 3 道路として残る部分の形状が法施行令第 144 条の 4 に規定する「道に関する基準」に適合すること。(変更する場合)			